

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(42)

平成21年3月25日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

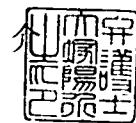
被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



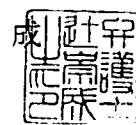
同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



同 弁護士 中 山 司



第1 緒論

1 原告らは、今般、2009年3月25日付「再鑑定に関する意見」及び同日付「原告準備書面(22)」において、再鑑定及び佐藤教授を鑑定証人として尋問することを求めている。

2 しかし、本件鑑定においては、既に「ディフェンシンは水田水中に流出

しない」という科学的な結論が明確に得られており、再鑑定及び佐藤教授の鑑定証人としての尋問は、いずれも不要であると言わざるを得ないため、以下、その理由を詳述することとする。

第2 再鑑定が不要であること

1 原告らの申出

原告らは、前記「再鑑定に関する意見」において、「組換えイネ体外にディフェンシンが溶出するかどうか（鑑定事項2）について、再鑑定を希望する」（4頁、下から5ないし4行目）としている。

2 一般的な再鑑定の必要性判断基準

(1) 一般に、再鑑定は、「最初の鑑定結果が裁判所の判断の補助としては内容的に不十分であると判明した場合、最初の鑑定の結果又は手続が何らかの事情により適正でないことが判明した場合、最初の鑑定結果に不満のある当事者が強く希望する場合などに行われることがある。しかし、鑑定の結果について当事者に不満があるというだけでは、再鑑定を行う十分な理由にはならないというべきであり、裁判所は、再鑑定の実施については、再鑑定の申出をした当事者からその必要性に関する意見を聴き取り、真に必要性が認められる場合に限り採用すべき」（門口正人編集代表「民事証拠法大系 第5巻各論Ⅲ鑑定その他」青林書院 9頁）ものである。

(2) すなわち、再鑑定は、

- ① 最初の鑑定結果が裁判所の判断の補助としては内容的に不十分であると判明した場合や、
- ② 最初の鑑定の結果又は手続が何らかの事情により適正でないことが

判明した場合に、
認められるものである。

3 原告らによる申出の意図

- (1) ところで、被告準備書面（40）で述べたとおり、そもそも本件鑑定は、原告らの「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシンが大量の耐性菌を生じせしめ、植物、さらには動物に悪影響を及ぼし、人類を滅ぼす」という主張の当否を確認するために行われたものであるから、本件鑑定の目的は、要するに「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシン」が存在するかどうかを確認することにある。
- (2) 本件鑑定においては、被告準備書面（38）及び同（40）で述べたとおり、「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシン」は検出されなかつたという最終的な鑑定結果が得られており、当該結論は、原告らの主張あるいは仮説を科学的にも完全に否定するものであったため、原告らは、前回期日（平成21年2月12日）の際、口頭にて「被告が提供したディフェンシン抗体の性能に問題があつたためにディフェンシンが検出できなかつたと考えざるを得ない」、「今後、被告による証明妨害を検討しなければならない」などといった愁訴を展開し、自己に不利な本件鑑定結果を何とか“なかつたもの”にしようとした。
- (3) かような原告らの主張の展開に照らしても、原告らによる前記「再鑑定に関する意見」による再鑑定の申出は、結局のところ、自己に不利な本件鑑定結果を何とか“なかつたもの”にしようとしているものに過ぎないのであって、これは、「鑑定の結果について当事者に不満があるというだけ」の場合にあたるから、「再鑑定を行う十分な理由にはならない」のである。

4 再鑑定の不必要性

- (1) かような原告らの意図の中には再鑑定を行うべき適切な理由は一切見出せないが、原告らの当該意図とは別に、再鑑定を実施する合理的な理由がないかについて、以下で検討する。
- (2) まず、本件において、「①最初の鑑定結果が裁判所の判断の補助としては内容的に不十分であると判明した場合」にあたるような事情があるか検討するに、被告準備書面（38）ないし同（41）で繰り返し述べてきたように、本件鑑定は、「ディフェンシンが検出されなかった」という結果において、裁判所の判断の補助としては内容的に十分なものであるといえる。
- (3) さらに、被告が実施した黒田実験（乙19、25）のみならず、原告らのイニシアティブで行われた本件鑑定でも、「組換えイネから水田水中にディフェンシンが常時大量に流出することはない」との同一の鑑定結果が得られており、二つの実験結果は互いに他を補強し合う関係に立つことから、なおさら本件鑑定結果が裁判所の判断の補助として内容的に十分なものであることが明らかとなるのである。
- (4) 次に、本件において、「②最初の鑑定の結果又は手続が何らかの事情により適正でないことが判明した場合」にあたるような事情があるか検討するに、この点については、原告らは「今後、被告による証明妨害を検討しなければならない」旨を主張しているが、被告による証明妨害などなかったことは被告準備書面（39）及び同（41）で明らかにしたとおりである。
- (5) 加えて、貴庁からの質問事項の回答として、佐藤教授より貴庁に対し、平成21年3月11日付でファクシミリ送信された「質問事項への回

答」（以下、「本件回答書」という）においても、被告の提供したディフェンシン抗体（以下、「被告提供ディフェンシン抗体」という）の性能は「許容範囲」（質問事項1(2)に対する回答5行目）であり、「抗体が全く使い物にならない場合には、鑑定を中止するという判断は可能であった」（質問事項2(2)に対する回答1ないし2行目）にもかかわらず、そのまま鑑定を続行した旨が述べられており、被告提供ディフェンシン抗体は佐藤教授の求める抗体性能の条件を十分満たすものであって、あらゆる意味においても被告による証明妨害などなかったことが明らかとなっている。

- (6) そして、本件においては、他に鑑定の結果や手続が適正でないことを示すような事情は存在しない。
- (7) したがって、原告らによる申出の意図を除いて検討しても、再鑑定を実施すべき合理的理由は、一切存在しないのである。

5 再鑑定の弊害

また、前記のように、黒田実験及び本件鑑定で同一の結果が得られていることに照らせば、「組換えイネから水田水中にディフェンシンが常時大量に流出することはない」との事実は十分に確認されているというべきであり、これ以上同じ内容の鑑定実験を繰り返すことは、いたずらに訴訟の完結を遅延させるだけのものと言わざるを得ず、迅速な裁判の観点からも許されるものではない。

6 小 括

以上のように、原告らは、他に再鑑定を求める合理的理由もないのに、本件鑑定の結果に不満があるというだけで再鑑定を求めているものといえ、「鑑定の結果について当事者に不満があるというだけでは、再鑑定を行う

「十分な理由にはならない」のであるから、このような場合に再鑑定を実施することは妥当ではなく、さらに迅速な裁判の要請に鑑みれば、本件において再鑑定を行うことは許されないものと言わざるを得ない。

第3 佐藤教授の鑑定証人としての尋問が不要であること

1 原告らの申出の実質的な意味

(1) 原告らは、原告準備書面（22）において、「佐藤鑑定は専門的・技術的な鑑定であるから、正確な理解には専門家の助言が必要であるが、その最善の方策は、佐藤教授から直接、門外漢として不明な点をお聞きすることである」（4頁、1ないし3行目）と述べた上で、「被告が、佐藤鑑定の理解・評価をめぐってこのような専門論争を求めるのであれば、佐藤教授を鑑定証人としてお招きすることを提案したい」（4頁、3ないし5行目）としている。

(2) しかしながら、原告らによる当該申出は、結局のところ、佐藤教授に本件の鑑定結果や鑑定根拠に関して質問したいというものにほかならず、「過去に体験した事実について特別の学識経験に基づく判断を証言する者」（門口正人編集代表「民事証拠法大系 第5巻各論Ⅲ鑑定その他」青林書院 16頁）たる鑑定証人に対する尋問というよりも、「鑑定人に更に意見を述べさせる」（民事訴訟法（以下、「法」という）215条2項、法218条1項。以下、鑑定嘱託の場合に鑑定に関する規定の準用を認める法218条1項については省略して表記することとする）ことを求めるものであるといえる（なお、意見を口頭により述べるよう求めてい る点で鑑定人質問（法215条の2）を求める申出ということになる）。

2 鑑定人質問の必要性

- (1) 本件鑑定報告書は、法215条1項に基づき、貴庁（裁判長）が書面で意見を述べさせたものにあたる。
- (2) そして、本件回答書は、法215条2項に基づき、「鑑定人に更に意見を述べさせ（た）」ものにあたる。
- (3) したがって、原告らが、原告準備書面（22）において鑑定人質問を求めるならば、本件回答書に統いて、二度にわたって「鑑定人に更に意見を述べさせる」（法215条2項）ことになるが、以下の理由から、これを行うことは妥当ではない。

ア 「鑑定人に更に意見を述べさせる」ための要件

法215条2項は、「当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認め（られる）」場合に限り、「鑑定人に更に意見を述べさせる」ことを許容する。

イ 鑑定人の意見の内容は明瞭であること

（ア） 一般に、「鑑定書の中では、鑑定主文と鑑定理由が区別して記載され、鑑定意見となるのは、鑑定主文のみとするのが通説」（伊藤眞「民事訴訟法 第3版3訂版」有斐閣 366頁注 346）である。

（イ） そして、鑑定主文が明確かどうかの判断においては、本件鑑定の結論が、

- ① ディフェンシンは流出する（検出された）
- ② ディフェンシンは流出しない（検出されない）
- ③ ディフェンシンの流出の有無は不明（鑑定不能）

のいずれに該当するかさえ明確であれば、十分に明瞭な鑑定主文であるというべきであって、例えば、単に結論が③であったからといって、それだけでは鑑定主文が不明確であるとは言えない。ある。

(ウ) そして、本件鑑定における鑑定主文は、各鑑定事項に対して、

鑑定事項	鑑定主文
1 (1) 水田水（平成18年9月19日に北陸研究センター隔離圃場において遺伝子組換えイネの株元から採取したもの。）からカラシナ・ディフェンシン（以下、「ディフェンシン」という。）が検出されるか。	水田水からカラシナ・ディフェンシンは検出されない。
(2) 上記1(1)において、ディフェンシンが検出された場合、その量はいくらか。	なし。
2 (1) 遺伝子組換えイネの体内において生産されたディフェンシンは、その茎葉から体外に漏出するか。	遺伝子組換えイネの体内において生産されたディフェンシンは、その茎葉から体外に漏出しない。
(2) 上記2(1)において、ディフェンシンが漏出すると認められる場合、その量はいくらか。	なし。

というものであり、既に十分に明確・明瞭なものであるから、「鑑定意見の内容を明瞭にするため必要があると認められる場合」には該当しない。

(エ) 加えて、原告らは、「被告が、佐藤鑑定の理解・評価をめぐってこのような専門論争を求めるのであれば」（原告準備書面（22）4頁、3ないし5行目）鑑定人質問を求める旨を述べているところ、前

記(ウ)で述べたように、本件鑑定において鑑定主文は明確であって、「鑑定の理解・評価をめぐる」専門論争が不要なことは明らかであるから、結局、原告ら自身も鑑定人質問の必要性を否定しているといえるのである。

ウ 鑑定結果の根拠も詳細かつ明確であり、再度の確認は不要であること

本件鑑定報告書は、鑑定理由の点においても、実験結果を具体的に提示しながら詳細な説明を行っており、そもそも「鑑定に理由が示されていなくても、採つて以て事実認定の資料に供し得ないわけのものではない」（最高裁第一小法廷判決昭和35年3月10日、民集14・3・389）ことに照らしても、十分明確な根拠が示されているものといえるから、再度の確認は不要である。

エ 二度目の「鑑定人に更に意見を述べさせる」機会であること

このように、本件鑑定は、もともと鑑定主文・鑑定理由とも明確なものであった上に、「鑑定人に更に意見を述べさせる」1回目の機会であった本件回答書によって、その内容は一層詳細かつ明瞭なものとされている以上、これに重ねて「鑑定人に更に意見を述べさせる」2回目の機会まで設ける必要性は全くないし、そもそも法215条2項が一度ならず二度にわたって「鑑定人に更に意見を述べさせる」機会を設けることを想定しているか自体が疑問である。

オ 小括

したがって、本件は、「当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認め（られる）」場合には当たらないから、原告ら申出の「鑑定人に更に意見を述べさせる」機会を設ける必要性

はないものと言わざるを得ない。

- (4) 以上の理由から、本件では、原告らが求めるような佐藤教授の鑑定証人としての尋問（実質的には鑑定人質問）は実施されるべきではない。

第4 結語

以上より、再鑑定や佐藤教授の鑑定証人としての尋問は一切不要であることが明らかであり、被告としては、これらのいずれも実施されるべきではない旨を強く主張するものである。

以上